

「家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方」解説版

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

【解 説】

家畜共済の共済掛金標準率甲、共済掛金標準率乙及び共済掛金標準率丙は、次により算定することとし、平成29年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用する。

1 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙

（1）料率地域（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第115条第2項の地域をいう。以下同じ。）

① 家畜共済の共済目的の種類（法第115条第1項の共済目的の種類をいう。以下同じ。）のうち乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等、一般馬、種豚、一般肉豚及び特定肉豚については、共済目的の種類ごとの加入見込み頭数が安定的な保険母集団を確保するために必要な一定数を下らない範囲で、原則として、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）の区域若しくは被害発生態様の類似した複数の組合等の区域を併せた地域とする。ただし、組合等の区域の広域化（組合の合併等）等により、組合等の区域内の被害発生態様が異なることとなる等の場合は、当該組合等の区域を分けた地域とする。

② 家畜共済の共済目的の種類のうち乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬については、全国の区域とする。

（2）基礎被害率（法第115条第2項の被害率をいう。以下同じ。）

家畜共済の共済目的の種類ごと、料率地域ごと並びに法第115条第1項第1号の死亡及び廃用（以下1において「死廃事故」という。）による損害又は同号の疾病及び傷害（以下1において「病傷事故」という。）による損害の別ごとに、直近3年間の実績金額被害率を基礎として必要に応じ修正を行ったものとする。

【料率地域の考え方】

共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の料率地域は、原則として、組合等の区域若しくは複数の組合等の区域を併せた地域としている。これは、安定的な保険母集団を確保することにより共済掛金標準率の算定が適正に行われ、家畜共済事業の収支相等を図るものである。

また、共済目的の種類のうち、乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬については、加入見込み頭数が少ないため、全国の区域を料率地域としている。

【基礎被害率（ d^s_h 及び d^b_h ）】

$$d^s_h \text{（死廃基礎被害率）} = \frac{\text{直近3年間の死廃共済金累計}}{\text{直近3年間の死廃共済金額累計}}$$

$$d^b_h \text{（病傷基礎被害率）} = \frac{\text{直近3年間の病傷共済金累計}}{\text{直近3年間の病傷共済金額累計}}$$

※1 「共済金額」及び「共済金」は、平成25～27年度の年度区分に係るものとする。

※2 「実績金額被害率の必要に応じた修正」とは、病傷共済金を平成29年度から適用する家畜共済診療点数ベースへ換算するなどの修正をいう。

(3) 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の算定方法

家畜共済の共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故及び病傷事故の基礎被害率に対し家畜共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行った率（以下、それぞれ「死廃部分標準率」及び「病傷部分標準率」という。）を求め、次により算定する。

① 共済掛金標準率甲

次の率を合計した率とする。

ア 死廃部分標準率

イ 病傷部分標準率に甲乙比率（病傷事故に係る診療費に占める診療技術料等（法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。）以外の費用の比率をいう。）を乗じて得られる率

② 共済掛金標準率乙

病傷部分標準率から①のイの率を差し引いて得られる率とする。

【死廃部分標準率（ P^s ）】

死廃部分標準率（ P^s ）は、死廃基礎被害率（ d^s_h ）に対し、家畜共済積立金の水準を踏まえた所要の調整を行った率。

【病傷部分標準率（ P^b ）】

病傷部分標準率（ P^b ）は、病傷基礎被害率（ d^b_h ）に対し、家畜共済積立金の水準を踏まえた所要の調整を行った率。

【共済掛金率標準率甲（ P^a ）の算定方法】

$$P^a(\text{共済掛金標準率甲}) = P^s + P^b \times U(\text{甲乙比率})$$

※ U （甲乙比率）とは、病傷共済金のうち、医薬品、医療品、医療機器の償却費、往診用車両の修理費等の直接費（診療技術料等以外の費用）が占める割合をいう。

ここで、病傷共済金は、平成25～27年度の実績を29年度から適用する家畜共済診療点数ベースに換算したものとする。

【共済掛金標準率乙（ P^z ）の算定方法】

$$P^z(\text{共済掛金標準率乙}) = P^b - P^b \times U$$

2 共済掛金標準率丙

(1) 料率地域

全国の区域とする。

(2) 基礎被害率

家畜共済の共済目的の種類ごと並びに法第115条第1項第3号の家畜異常事故に該当する死亡及び廃用（以下2において「死廃事故」という。）による損害又は当該家畜異常事故に該当する疾病（以下2において「疾病事故」という。）による損害の別ごとの直近20年間の実績金額被害率とする。

(3) 共済掛金標準率丙の算定方法

家畜共済の共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故及び疾病事故のそれぞれの基礎被害率を合計したものを共済掛金標準率丙とする。

【料率地域の考え方】

共済掛金標準率丙については、算定に用いるデータ（家畜異常事故に該当するものに係る共済金の支払額等）が少ないため、全国の区域を料率地域としている。

【基礎被害率（ $d^{\text{丙}}_h$ ）】

$$d^{\text{丙}}_h \text{（家畜異常事故基礎被害率）} = \frac{\text{直近20年間の家畜異常事故共済金累計}}{\text{直近20年間の共済金額累計}}$$

※1 「共済金額」及び「家畜異常事故共済金」は、平成8～27年度までの年度区分に係るものとする。

※2 現在、疾病事故は家畜異常事故の対象になっていない。

【共済掛金標準率丙（ $P^{\text{丙}}$ ）の算定方法】

$$P^{\text{丙}} \text{（共済掛金標準率丙）} = d^{\text{丙}}_h$$